

25

〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和4年4月1日至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人済家会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県島原市中堀町 68 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 33 年 11 月 29 日

(4) 設立登記年月日 昭和 33 年 12 月 18 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	柴田 英徳	老人保健施設 管理者
理 事	柴田 和英	島原保養院 管理者
同	松尾 清隆	柴田長庚堂病院 管理者
同	柴田 英貴	柴田長庚堂病院 副院長
同	柴田 素子	医事薬事担当
同	柴田 英樹	総務担当
同	高見 彰久	事務局長
監 事	大野 友道	大野税理士事務所

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	柴田長庚堂病院	0320398	長崎県島原市中堀町 68番地	包括ケア 44床 療養病床 60床
	島原保養院	0320471	長崎県島原市南下川尻 8189番地1	精神一般病床 38床 精神療養病床 90床 認知症治療病 床 50床
介護老人	ろうけん 長庚堂	4250380013	長崎県島原市中堀町 61番地	入所定員 29床
保健施設	柴田長庚堂病院 通所リハビリテーション	4270300769	長崎県島原市中堀町 61番地	通所定員 40名
	グループホーム 長庚堂	4270300439	長崎県島原市弁天町	入所定員 9名
	グループホーム 長庚堂Ⅱ	4290300070	長崎県島原市弁天町	入所定員 9名
	グループホーム ふれあい	4270300363	長崎県島原市南下川尻 8189-2	入所定員 9名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
認知症疾患センター	長崎県島原市南下川尻町 8189 番地 1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 5 月 10 日	令和 3 年度決算の決定
	令和 4 年度事業計画
	令和 4 年度借入金の限度額決定
令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年度事業計画
	令和 5 年度借入金の限度額の決定

法人名 医療法人 済家会

※医療法人整理番号 一般 0030

所在地 長崎県島原市中堀町68番地

貸 借 対 照 表

(令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	462,260	I 流 動 負 債	674,132
現金及び預金	132,028	支払手形	9,500
事業未収金	312,500	買掛金	13,005
有価証券		短期借入金	586,340
たな卸資産	8,292	未払金	35,783
前渡金		未払費用	
前払費用	491	未払法人税等	141
繰延税金資産		未払消費税等	1,247
その他の流動資産	8,590	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	1,381,042	前受金	8,666
1 有形固定資産	1,175,883	預り金	
建物	775,607	前受収益	
構築物	8,117	貸倒引当金	1,800
医療用器械備品	21,697	その他の流動負債	17,649
その他の器械備品		II 固 定 負 債	1,161,967
車両及び船舶		医療機関債	
土地	323,776	長期借入金	1,132,287
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	46,687	〇〇引当金	
2 無形固定資産	14,877	その他の固定負債	29,680
借地権	10,239	負債合計	1,836,098
ソフトウェア	3,101	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,537	科 目	金 額
3 その他の資産	190,282	I 基 金	1,032
有価証券		II 積 立 金	100,000
長期貸付金	10,515	代替基金	
役員等長期貸付金		〇〇積立金	
長期前払費用	3,371	繰越利益剰余金	△ 93,828
繰延税金資産		III 評価・換算差額等	
その他の固定資産	176,397	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	7,204
資 産 合 計	1,843,303	負債・純資産合計	1,843,303

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 済家会
所在地 長崎県島原市中堀町68番地

※医療法人整理番号 一般 0030

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,999,089
2 事業費用	2,044,951
本来業務事業利益	△ 45,862
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	△ 45,862
II 事業外収益	35,500
III 事業外費用	24,185
経常利益	△ 34,547
IV 特別利益	49,445
V 特別損失	19,278
税引前当期純利益	△ 4,381
法人税等	141
当期純利益	△ 4,522

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人済家会
所在地 長崎県島原市中堀町68番地

※医療法人整理番号	一般 0030
-----------	---------

財 産 目 録
(令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,843,303 千円
2. 負 債 額	1,836,098 千円
3. 純 資 産 額	7,204 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	462,260
B 固 定 資 産	1,381,042
C 資 産 合 計 (A + B)	1,843,303
D 負 債 合 計	1,836,098
E 純 資 産 (C - D)	7,204

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医 療 法 人 済 家 会
理 事 長 柴 田 英 徳 殿

私は、医療法人済家会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び個別注記表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月30日

医 療 法 人 済 家 会
監 事 大 野 友 道

